

**改正**

令和6年3月28日訓令甲第8号

伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程

伊勢崎市介護保険サービス事業者等指導監査規程（平成28年伊勢崎市訓令甲第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この訓令は、保険給付の適正化及び介護サービス提供の充実を図るため介護保険のサービス事業者等（以下「介護保険施設等」という。）に対し行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく指導、法第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7の規定に基づく監査並びに法第115条の33の規定に基づく検査に関し必要な事項を定めるものとする。

（指導方針）

**第2条** 指導は、介護保険施設等に対し、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等（以下「基準等」という。）に定める介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）の対象サービスの取扱い、介護報酬（介護給付等に係る費用をいう。以下同じ。）の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導形態等）

**第3条** 指導の形態は、次のとおりとする。

（1）**集団指導** 指定権限が市長にある介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。この場合において、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画配信等による実施も可能とする。

（2）**運営指導**

ア **運営指導の形態** 運営指導は、次に掲げる（ア）から（ウ）までの内容について、原則、実地に行う。この場合において、市長が単独で行うものを一般指導とし、市長が厚生労働大臣又は群馬県知事（以下「知事」という。）と合同で行うものを合同指導とする。なお、（ア）か

ら(ウ)までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することができるものとする。

(ア) 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（(ウ)に関するものを除く。）

(ウ) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度 運営指導は、原則として指定有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行うものとし、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことを基本とする。

ウ 運営指導の内容 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、ア(ア)及び(イ)については、別に定める介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

(指導対象)

**第4条** 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については次に定めるところにより一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導 市長が指定の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。

(2) 運営指導

ア 一般指導 実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長が介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導 一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

(指導方法等)

**第5条** 指導方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知 市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2箇月前までに通知する。

イ 指導方法 実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質

問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、群馬県（以下「県」という。）又は他の市町村と合同で実施することを検討する。この場合において、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるように情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

## （２） 運営指導

ア 実施通知 市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として1箇月前までに通知する。ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

（ア） 運営指導の根拠規定及び目的

（イ） 運営指導の日時及び場所

（ウ） 指導担当者

（エ） 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

（オ） 準備すべき書類等

（カ） 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 指導方法 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

ウ 運営指導の留意点

（ア） 所要時間の短縮等 運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、運営指導の頻度向上を図る。

（イ） 同一所在地等の運営指導の同時実施 同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導は、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

（ウ） 運営指導で準備する書類等 運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とする。この場合において、介護保険施設

等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(エ) 利用者等の記録等の確認 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断するときを除き、対象は原則として3人以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援員1人当たり1人から2人の利用者についてその記録等を確認する。

エ 指導結果の通知等 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合又は介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要する事項（以下これらを「指摘事項」という。）がある場合は運営指導による結果及び改善通知書（指摘事項）（様式第1号）により、指摘事項及び指摘事項に該当しない軽微な事項（以下「注意事項」という。）がある場合は運営指導による結果及び改善通知書（指摘事項及び注意事項）（様式第2号）により、注意事項がある場合は運営指導結果通知書（注意事項）（様式第3号）により、特に改善の必要が認められなかった場合は運営指導結果通知書（様式第4号）により、後日文書によってその旨を通知する。

オ 報告書の提出 運営指導による結果及び改善通知書を送付した当該介護保険施設等に対し、文書で通知した日から30日以内に運営指導改善状況報告書（様式第5号）により改善状況の報告を求めるものとする。

(監査への変更)

**第6条** 運営指導を実施中に、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(指導に当たっての留意点)

**第7条** 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導及び当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (2) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況及び理由を聴取し、根拠規定並びにその趣旨及び目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (3) 運営指導における介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業員や介護保険施設等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは差し支えない。

(監査方針)

**第8条** 監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、市長が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合若しくは不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者、入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市が当該介護保険施設等に対して報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

(監査の実施)

**第9条** 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

- (1) 要確認情報
  - ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
  - イ 市が高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生

命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会、伊勢崎市以外の保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

ア 法第23条の規定により指導を行った市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は法第24条の規定により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

イ 併設の介護保険施設等への法第23条及び第24条の規定による指導又は法第76条等の規定による監査について確認した指定基準違反等

(監査方法等)

**第10条** 監査方法等は、次のとおりとする。

(1) 指定権限が市長にある介護保険施設等に対する監査

ア 実施通知 市長は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。この場合において、法第23条の規定により運営指導を実施中に監査に移行したときは、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(ア) 監査の根拠規定

(イ) 監査の日時及び場所

(ウ) 監査担当者

(エ) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(オ) 必要な書類等

(カ) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等 市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(2) 指定権限等が県にある介護保険施設等に対する監査

ア 実施通知 前号アに準ずる。

イ 情報提供等 市長は、指定又は許可の権限が県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「県指定サービス事業者」という。）について監査を行う場合は、知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。この場合において、県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うよう依頼するものとする。

ウ 県への通知 市長は、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書により知事に通知する。ただし、県と市が同時に監査を行っている場合には、これを省略することができる。

### (3) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、監査実施後速やかに監査結果通知書（様式第6号）によりその旨を介護保険施設等に通知するものとする。

イ 監査結果通知書を送付した介護保険施設等に対し、監査の結果に対する報告書（様式第7号）により改善状況の報告を求めるものとする。

(4) 行政上の措置 市長は、介護保険施設等（指定権限が市長にある介護保険施設等に限る。以下この条において同じ。）に指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合は、次に掲げる手続の区分に応じ、それぞれ定める方法により行政上の措置をとるものとする。

ア 勧告 介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、改善勧告書（様式第8号）により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、勧告したときは、当該介護保険施設等に対し、期限内に勧告事項改善報告書（様式第9号）によりとった措置について報告を求める。

イ 命令 介護保険施設等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、改善命令書（様式第10号）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。この場合において、命令したときは、当該介護保険施設等に対し期限内に命令事項改善報告書（様式第11号）によりとった措置について報告を求める。

ウ 指定の取消し等 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、

第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合には、指定取消通知書（様式第12号）により当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は指定効力停止通知書（様式第13号）により期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

(5) 聴聞等 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は除く。

(6) 経済上の措置

ア 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けているときは、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払に係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

（検査方針）

**第11条** 検査は、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた介護保険施設等の事業所が、法第115条の32第1項に規定する業務管理体制を整備していることを確認することを方針とする。

（検査方法等）

**第12条** 検査方法等は、次のとおりとする。

(1) 一般検査 原則として6年に1回以上、所定の項目を記載した書類を提出させるものとする。

(2) 特別検査 介護保険施設等の事業所において指定の取消しに相当する事案が発覚した場合に、当該介護保険施設等の本部に立ち入り、又は当該介護保険施設等若しくは当該介護保険施設等の従業員に対し出頭を求めるものとする。

(3) 検査結果の通知等

ア 検査の結果、指摘事項がある場合は検査による結果及び改善通知書（様式第14号）により、特に指摘事項がない場合は検査結果通知書（様式第15号）により、通知するものとする。

イ 検査による結果及び改善通知書を送付した介護保険施設等に対し、通知した日から30日以

内に、検査による結果及び改善通知書で指摘した事項について検査改善状況報告書（様式第16号）により報告を求めるものとする。

（その他）

**第13条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月28日訓令甲第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。